

令和5年度明和町地域公共交通計画等策定業務委託仕様書

1 業務目的

本町では、人口減少や少子高齢化が進展する中、利便性の高い公共交通の維持・確保と町の財政の健全性の両面に配慮した、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系を実現することが喫緊の課題となっている。

本業務は、上記の課題を踏まえ、本町における持続可能な公共交通体系を構築するため、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年11月27日施行）に基づき、「地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という）を策定するものである。なお、策定にあたっては「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（令和3年3月）」を参考とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度明和町地域公共交通計画等策定業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

3 業務内容

(1) 計画準備

業務実施に当たり、業務の目的や趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書の作成を行う。

(2) 現状把握・関連計画の整理

1) 明和町の現状把握

明和町の現状を把握するため、基礎データを収集整理する。

なお、必要なデータ等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

2) 関連計画等の整理

明和町の上位計画等の関連計画を整理し、地域の現状と課題、将来像等を把握する。

なお、必要な関連計画等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

(3) 公共交通に関する実態・ニーズ調査

1) 公共交通の現状把握

鉄道やバス等の公共交通のネットワークと運行状況等を整理する。また、必要なデータ等については受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

2) 町民ニーズ調査

町民の公共交通に関する利用実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施する。

【回収目標】100票以上

3) 公共交通の利用実態調査

明和町における公共交通の利用状況について、データを分析し、把握する。

(4) ニーズと課題の整理

前項までの結果を踏まえ、公共交通が直面している状況を把握し、当町における公共交通

に求められるニーズと解決すべき課題を整理する。

(5) 明和町地域公共交通計画（案）の検討・策定

前項までの検討結果等を取りまとめ、パブリックコメントも踏まえ「(仮称) 明和町地域公共交通計画（案）」を策定する。

(6) 会議の運営支援

公共交通計画策定に向け、課題やニーズ、計画の方針や施策等を議論するための会議を開催するため資料作成や運営補助を行う。

なお、会議は3回程度を想定している。

(7) パブリックコメント支援

公共交通計画策定にあたり、町民の意見を反映させるため、計画策定段階におけるパブリックコメント実施に向け、パブリックコメント用の「明和町地域公共交通計画（案）」を作成し、パブリックコメントの意見を踏まえ、「明和町地域公共交通計画（案）」を修正する。

(8) 報告書作成

上記の結果を取りまとめ、報告書を作成する。

(9) 打ち合わせ協議

打合せは、業務着手時、中間時（1回）、成果品納品時の計3回とする。

4 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

5 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに明和町まちづくり戦略課に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下の通りとする。

- ・ 報告書 1部
 - ・ 明和町地域公共交通計画 1部
 - ・ 明和町地域公共交通計画（概要版） 1部
 - ・ 上記電子データ 1部
- ただし、電子納品対象外

6 その他

(1) 業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

(2) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

(3) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は明和町に帰属する。

(4) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ明和町と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。

(5) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、明和町の検査を受けなければならない。